

# にいがた県中央マイスターに関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町（以下「県央地域」という。）の高度な産業技術を支える卓越した技術及び技能を有する者をにいがた県中央マイスター（以下「県中央マイスター」という。）として認定し、顕彰することにより、その社会的認知度を高めるとともに、県中央マイスターの技術及び技能継承活動を通じて、優れた技術及び技能の維持、継承及び人材の確保並びに人材育成を図り、もって地域産業の振興に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域振興調整会議 地域振興の基本方針を審議するとともに、市町村との連携や、地域機関相互連絡調整を行い、地域における総合的、一体的行政を推進し、地域振興を図るため、三条地域振興局に県が設置した組織をいう。
- (2) 県央地域地場産業戦略研究会 三条及び燕地域の振興を図るため、三条及び巻地域振興調整会議が策定した「三条・燕地域振興計画」(平成15年2月策定)の戦略テーマの一つである「技の伝承と新技術融合による活力ある産業づくり」を実現するため、三条地域振興調整会議が設置した産学官が一体となって情報収集・調査・研究等を行う組織をいう。

## (認定者)

第3条 県中央マイスターの認定は、県央地域地場産業戦略研究会長を務める三条地域振興局長が行うものとする。

## (事務分担等)

第4条 県中央マイスターの募集、認定及び運営に係る事務は、三条地域振興局企画振興部の職員が行う。

- 2 県央地域地場産業戦略研究会に所属する各機関は、県中央マイスターの募集、認定及び運営に対して支援し、会長の求めによりできる限りの協力を行うものとする。

## (対象産業分野)

第5条 県中央マイスターの認定対象となる産業分野は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料品・飲料関係
- (2) 木材・木製品関係
- (3) 鉄鋼・金属製品関係
- (4) 機械・器具・電子関係
- (5) その他モノづくり関係

## (認定基準)

第6条 県中央マイスターの認定は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対して行うものとする。

- (1) 技術及び技能水準 当該職種において、現に県央地域で第一人者又はこれに比肩する者であること。

(2) 公的資格

- ア 技能検定がある職種については、一級（又は単一等級）以上の取得者であること。
- イ アに定めるもののほか、公的資格を有する職種については、資格取得者であること。
- ウ 公的資格等を有しない職種については、第1号に準ずる者であること。
- エ アからウに掲げる者のほか、第1号に準ずる者であることを客観的に証明可能な顕彰等の履歴を有している者であること。

(3) 必要資質等

- ア 県央地域において産業振興に貢献した者又は産業の発展に欠かせない者であること。
- イ 県央マイスターの称号にふさわしい人格を有すること。
- ウ 指導育成能力を有し、後進の育成指導が十分に期待できること。

(4) 経験年数及び居住要件等

- ア 当該職種に20年以上の従事経験を有し、かつ年齢は40歳以上の者であること。
- イ 県央地域に5年以上現に在住し、又は在勤する者であること。

( 申込・推薦の方法 )

第7条 商工団体等からの推薦を得て、県央マイスターに申込みしようとする者は、所定の事項を記載した認定申込書・推薦書（様式第1号）及び必要な添付資料を、三条地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

( 選考委員会 )

第8条 局長は、認定に関する事項について審査するため、選考委員会を置くものとする。

2 選考委員会委員の構成その他選考委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

( 認定の手続き )

第9条 局長は、認定に当たっては、にいがた県央マイスター選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を求めるものとする。

2 局長は、選考委員会の審査で推薦された特に優れた者を県央マイスターとして認定するものとする。

( 県央マイスターの処遇等 )

第10条 局長は、県央マイスターに認定した場合は、認定証、盾及び徽章を授与するものとする。

2 局長は、県央マイスターが行う社会活動に対する報償について、第11条第1項及び同条第2項の規定に基づき行う活動のうち、必要があると認められた活動に対し、報償するものとする。

3 前項の規定による報償の金額及び手続き等は、別に定める。

( 県央マイスターの社会活動 )

第11条 県央マイスターは、局長の指示に基づくモノづくり基盤技術の継承・発展及び優れた人材確保・育成を図るために県央地域が必要とする社会活動について、積極的に活動するものとする。

2 局長は、県央マイスターが自発的に行う社会活動に対し、必要な支援を行うものとする。

( 報告 )

第12条 県央マイスターは、社会活動に対する実績をにいがた県央マイスター活動状況報告書（様式第2号）により局長に適宜報告するものとする。

(認定の取り消し)

第13条 局長は、県央マイスターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、県央マイスターの認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、第9条第2項に規定する認定を受けたとき。
- (3) 第11条第1項に規定する社会活動に参加できなくなったとき。
- (4) 本要綱及び関係規定に違反したとき。

2 県央マイスターは、認定を取り消された場合は、速やかに認定証、盾及び徽章を返還しなければならない。ただし、局長が返還の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(規定の委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。









にいがた県央マイスター活動報告書

年 月分 県央マイスター名 ( )

活動日時	依頼先	場 所	参加者
・ ・ ~	事務局 ( )		対象者 参加人数 人
内 容			報償金等の額 (予定)
事業名			講 演 円
(所感等)			実演・実技指導 円
			材料費 円
			見本製品事前製作 円
			資料作成費 円
			計 円
活動日時	依頼先	場 所	参加者
・ ・ ~	事務局 ( )		対象者 参加人数 人
内 容			報償金等の額 (予定)
事業名			講 演 円
(所感等)			実演・実技指導 円
			材料費 円
			見本製品事前製作 円
			資料作成費 円
			計 円
活動日時	依頼先	場 所	参加者
・ ・ ~	事務局 ( )		対象者 参加人数 人
内 容			報償金等の額 (予定)
事業名			講 演 円
(所感等)			実演・実技指導 円
			材料費 円
			見本製品事前製作 円
			資料作成費 円
			計 円